

平成30年度 就学相談

一人ひとりの適切な就学のために

保護者説明会資料

- ✓ 就学相談について
- ✓ 就学相談の流れについて
- ✓ 就学相談関係機関



東久留米市教育委員会指導室
特別支援教育係
市役所6F ☎042-470-8032



就学相談について

東久留米市教育委員会は、心身の病気や発育等に心配がある幼児・児童・生徒に適切な教育を行い、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援していく立場から、次の基本方針に基づき就学相談を進めるとともに、東京都教育委員会と密接な連携を図り、適切な支援をつないでいく。

- 1 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うことを基本理念とする。
 - 幼児・児童・生徒のライフステージを見通し、発達の状態及び個々の教育内容・方法等に基づく適切な就学を進める。
 - 保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られるよう相談を行う。
- 2 幼児・児童・生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち東久留米市教育委員会の判断と責任において適切な就学相談を行う。
 - 東久留米市就学支援委員会を設置し適切な就学支援を行う。
 - 関係機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行う。
 - 教育環境については、一人ひとりに応じた適切な就学のための環境が整備されていることに十分考慮して判断を行う。



就学相談の流れについて

東久留米市では、心身の病気や発育等で心配があるお子さんや特別な支援が必要なお子さんの就学相談を行っています。

- 受付開始 平成30年6月19日（火）平成30年11月頃から開始
- 対象 来年4月に小学校・中学校へ入学するお子さん
- 申込方法 市役所6階 教育委員会指導室特別支援教育係に、電話でお申し込み又は、直接お越しください。就学相談員との面談日を決めます。
TEL 042-470-8032（直通）
- その他 お申し込みの場合は、お子さんの通っている幼稚園・保育園・小学校から「就学支援ファイル」を受け取り、必要事項を記入して、保護者面談時にお持ちください。

お子さん一人一人の可能性を最大限に伸ばすためにも、お子さんに適した環境の学校に就学されることを願い相談を行っています。就学する学校は保護者の方が決定します。そのためには、お子さんの将来を考えて、どのような教育が望ましいかを総合的に判断して決めていくことが大切です。

就学相談では、より適切な就学先の判断に役立つように、必要な情報提供やお子さんの行動観察、発達検査、医師診察、就学支援委員会を実施します。相談の担当は就学相談員となります。就学支援委員会、内容、日程は次の通りです。

1 就学支援委員会

- 市立小・中学校長、特別支援学級設置校長、副校長
- 市立小・中学校の特別支援学級教諭、通常学級教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- 都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター（知的障害・肢体不自由・盲・ろう学校）
- 市立心身障害児通所施設の指導員、市立保育園の保育士
- 臨床心理士 ■ 医師 ■ 言語聴覚士 ■ 指導主事 ■ 就学相談員

2 内容

(1) 保護者面談

- お子さんの心身の状態、就学前機関での療育や保育、学校での様子をお聞きしながら就学について相談をします。
- 市立特別支援学級や都立特別支援学校における教育の内容や指導等についての情報を提供します。また、幅広く情報を得ていただくため、御希望に応じて学校見学や体験入学についても相談を実施します。

(2) 心理士による発達検査

- お子さんの認知面の発達状態を把握して、より適切な就学先の判断に役立たせることを目的として実施します。

(3) 行動観察

- 基本的な生活習慣や人とのかかわり等、お子さんの心身の発達の状態を把握し、より適切な就学先の判断に役立たせることを目的として実施します。方法は次の通りです。
 - ・就学支援委員の担当者が施設、園、学校等に向いて観察します。
 - ・お子さんについて、より理解を深めるため、施設、園、学校等から、日頃の様子や指導の工夫等について、お話をうかがったり資料を提供してもらったりします。
 - ・幼稚園や保育園に未就園のお子さんを対象として、公共施設で集団活動、個別活動の観察を行います。

(4) 医師診察

- 医学的立場から、お子さんの心身の発達状態を把握し、どのような教育を、どのような教育環境で行うことが望ましいか等、より適切な就学先の判断に役立たせることを目的として実施します。

3 日 程

内 容	月 日	場 所	時 間 等
①相談受付 (電話受付)	6月19日(火)から開始	東久留米市教育委員会 指導室特別支援教育係 (Tel470-8032)	9:00~16:00
②保護者面談	受付時に調整して決めた 面談日	市役所会議室等	① 9:30~10:30 ② 11:00~12:00 ③ 13:30~14:30 ④ 15:00~16:00
③発達検査	保護者面談時に調整した 日程で実施	中央相談室又は、 滝山相談室	① 10:00~12:00 ② 13:00~15:00 ③ 15:00~17:00
④行動観察	7月以降随時	幼稚園・保育園等 小学校	幼稚園・保育園等・小学校 と担当者の調整による
⑤医師診察	9月26日(水) 10月17日(水) 10月24日(水) 11月21日(水) 11月28日(水) 12月 5日(水) 12月19日(水) 1月16日(水) 2月 6日(水)	成美教育文化会館内 4階 教育センター	受付 13:30 開始 13:45 終了 17:35(予定) *約15~20分の診察で す。指定された時間にお 越してください。
⑥就学時健康診断	10~11月実施予定	各小学校	学務課から通知
⑦委員会判断結果 報告保護者面談	11月から開始	市役所会議室	相談員と保護者との 日程調整による
⑧都立特別支援学校 へ就学希望となっ た場合	*市教育委員会から東京都教育委員会に報告します。 *東京都教育委員会による相談が開始されます。日時等は東京都教育委員会と保 護者との調整で決まります。		
⑧入学通知書の発送	12月中旬以降	各家庭に郵送	学務課から通知

4 その他

- ・上記3⑦の委員会判断結果報告保護者面談において、委員会判断と保護者の御意向が一致しない場合は、その御意向を尊重しつつ、必要に応じて、再度、学校見学や体験等を行い、改めて相談を行います。
- ・都立特別支援学校の「入学通知書」は、東京都教育委員会より発送されます。

5 問い合わせ先

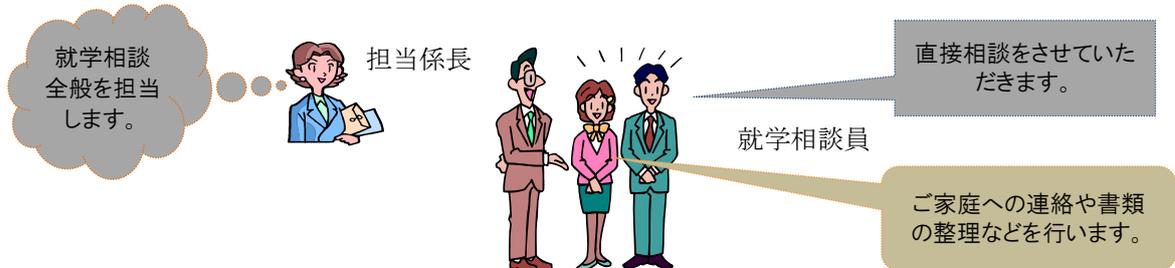
東久留米市教育委員会指導室特別支援教育係 電話：042-470-8032
 就学相談員：大井 美江子・朝岡 みどり
 心 理 士：岩田 裕美・宮崎 淳子 特別支援教育係長：山口 清美

※個人情報の保護に関する法律及び地方公務員法により、個人情報が他に使われることはありません。

就学相談関係機関

東久留米市教育委員会指導室特別支援教育係就学相談担当

☎042-470-8032 市役所本庁舎6F



就学通知関係については

東久留米市教育委員会学務課学事係 ☎470-7779

就学时健康診断については

東久留米市教育委員会学務課保健給食係 ☎470-7779

発達検査については

東久留米市教育委員会指導室特別支援教育係 ☎470-8032

※実施日程の調整等を指導室特別支援教育係で行います。

検査実施場所

※東久留米市中央相談室・東本町8-14 ☎473-3667

※東久留米市滝山相談室・滝山2-3-23 ☎475-8909

東京都立学校等関係機関一覧

	施設名	住所	TEL.
【都推進室】	東京都特別支援教育推進室	〒162-0817 新宿区赤城元町1-3	03-5228-3433
【国・都立特別支援学校】	東京学芸大学附属特別支援学校（知的）	〒203-0004 氷川台1-6-1	042-471-5274
	都立清瀬特別支援学校（知的）	〒204-0022 清瀬市松山3-1-97	042-494-0511
	都立小平特別支援学校（肢体不自由）	〒187-0035 小平市小川西町2-33-1	042-342-1671
	都立八王子盲学校（盲）	〒193-0931 八王子市台町3-19-22	042-623-3278
	都立立川ろう学校（ろう）	〒190-0003 立川市栄町1-15-7	042-523-1358



東久留米市特別支援学級の一覧（平成30年4月1日現在）

固定制 特別支援学級に籍を置き、毎日特別支援学級に通って指導を受ける。全ての学年を合わせて8名で1学級となる。

障 害 種 別	学 級 名
<p>【知的障害】 知的な発達の遅れが軽度又は中度で、人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、着衣の着脱、排泄などの支障のない児童・生徒を対象とする。 日々の生活と関わりをもたせた教科・領域等を、一人一人の発達に応じて指導を行うことにより、人とかかわる力や生活力を高めていく。少人数のグループ指導を行う。</p>	第三小学校「すずかけ学級」 第七小学校「しらゆり学級」 神宝小学校「わかば学級」 南町小学校「ひまわり学級」 東中学校「9組」 西中学校「I組」 中央中学校「7組」
<p>【自閉症・情緒障害】 知的な遅れがなく、自閉症又はそれに類するもので、人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な児童。また、主に心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応に困難さをもっている児童を対象とする。 毎日の学校生活が、障害の特性に配慮された環境の中で、通常の学級と同じ教科書を用いて教科等を学習する。また、人と交わり、共に生活していくために必要な方法等を学習する。少人数のグループ指導を行う。</p>	神宝小学校「なのはな学級」 南町小学校「たけのこ学級」

通級制 通常の学級に籍を置き、一部特別な指導を要するため、籍を置いた学校、学級から週1回程度、通級指導学級、特別支援教室に通って指導を受ける。

障 害 種 別	学 級 名
<p>【難聴】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度で通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とする。 一人一人の能力及び特性を發揮させながら、聴覚活用力、言語力及びコミュニケーションの意欲や技能を育て、学校生活によりよく適応できるように支援する。</p>	第六小学校「きこえの教室」 久留米中学校「こだま学級」
<p>【言語障害】 口蓋裂、構音障害、吃音、言語発達の遅れがあるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童を対象とする。 一人一人の能力及び特性を發揮させながら、言葉の理解、表現及びコミュニケーションの意欲や技能を育て、学校生活によりよく適応できるように支援する。</p>	第六小学校「ことばの教室」
<p>【情緒障害等】 知的な遅れがなく、自閉症、ADHD、学習障害又は、それに類する障害があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒及び主に心理的な要因による選択性かん黙等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒を対象とする。 週1回程度の通級もしくは特別支援教室による指導で、主に人との関わりや感情、行動のコントロール等を学習する。少人数のグループ指導・個別指導を行う。</p>	<p>【通級による指導】 東中学校 「けやき学級」</p> <p>【特別支援教室での指導】</p> 東地区「第六小学校すずらん教室」（拠点校） 「第二小学校すずらん教室」 「神宝小学校すずらん教室」 西地区「第七小学校あすなろ教室」（拠点校） 「第十小学校あすなろ教室」 「本村小学校あすなろ教室」 「下里小学校あすなろ教室」 南地区「第九小学校さくら教室」（拠点校） 「第五小学校さくら教室」 「南町小学校さくら教室」 北地区「第一小学校ポプラ教室」（拠点校） 「第三小学校ポプラ教室」 「小山小学校ポプラ教室」

東久留米市立小学校 所在地・電話番号

学校名	所在地	電話
市立第一小学校	東久留米市中央町 6-8-1	042-471-0014
市立第二小学校	東久留米市新川町 1-14-6	042-471-0134
市立第三小学校	東久留米市中央町 1-16-1	042-471-0104
市立第五小学校	東久留米市南沢 4-6-1	042-461-5843
市立第六小学校	東久留米市金山町 1-17-1	042-471-5370
市立第七小学校	東久留米市滝山 7-26-30	042-471-0114
市立第九小学校	東久留米市滝山 3-2-30	042-471-7548
市立第十小学校	東久留米市柳窪 5-9-43	042-473-9196
市立小山小学校	東久留米市小山 5-5-4	042-474-1691
市立神宝小学校	東久留米市神宝町 1-6-7	042-474-4108
市立南町小学校	東久留米市南町 3-2-23	042-461-2662
市立本村小学校	東久留米市野火止 3-5-1	042-474-0404
市立下里小学校	東久留米市下里 3-11-25	042-473-7117

東久留米市立中学校 所在地・電話番号

学校名	所在地	電話
市立久留米中学校	東久留米市幸町 5-9-11	042-471-0030
市立東中学校	東久留米市上の原 2-1-40	042-471-2765
市立西中学校	東久留米市滝山 2-3-23	042-471-4400
市立南中学校	東久留米市学園町 2-1-23	042-421-9573
市立大門中学校	東久留米市大門町 2-13-8	042-474-1753
市立下里中学校	東久留米市下里 3-21-1	042-473-7115
市立中央中学校	東久留米市中央町 5-7-65	042-473-8881

東久留米市立小学校 特別支援学級（知）通学区域表

	学校名	通学区域
知的障害	第三小学校 (すずかけ学級)	第一小学校 第三小学校 小山小学校 本村小学校
	第七小学校 (しらゆり学級)	第七小学校 第九小学校 第十小学校 下里小学校
	神宝小学校 (わかば学級)	第二小学校 第六小学校 神宝小学校
	南町小学校 (ひまわり学級)	第五小学校 南町小学校

小山、幸町、本町、下里一丁目、下里七丁目、中央町一丁目～三丁目、中央町五丁目～六丁目、野火止、八幡町一丁目～二丁目、八幡町三丁目 1 番、八幡町三丁目 12～16 番、前沢一丁目、南沢三丁目 1～10 番

下里二丁目～六丁目、滝山、八幡町三丁目 2～11 番、前沢四丁目～五丁目、柳窪、弥生

上の原、金山町、新川町、神宝町、浅間町、大門町、東本町、氷川台

学園町、ひばりが丘団地、前沢二丁目～三丁目、南町、中央町四丁目、南沢一丁目～二丁目、南沢三丁目 11～18 番、南沢四丁目～五丁目、

東久留米市立小学校 特別支援学級（情）通学区域表

	学校名		通 学 区 域
自閉症・情緒障害	神宝小学校 (なののはな学級)	第一小学校 第三小学校 小山小学校 本村小学校	小山、幸町、本町、下里一丁目、下里七丁目、中央町一丁目～三丁目、五丁目、六丁目、野火止、八幡町一丁目～二丁目、八幡町三丁目 1 番、八幡町三丁目 12～16 番、前沢一丁目、南沢三丁目 1～10 番
		第二小学校 第六小学校 神宝小学校	上の原、金山町、新川町、神宝町、浅間町、大門町、東本町、氷川台
	南町小学校 (たけのこ学級)	第七小学校 第九小学校 第十小学校 下里小学校	下里二丁目～六丁目、滝山、八幡町三丁目 2～11 番、前沢四丁目～五丁目、柳窪、弥生
		第五小学校 南町小学校	学園町、ひばりが丘団地、前沢二丁目～三丁目、南町、中央町四丁目、南沢一丁目～二丁目、南沢三丁目 11～18 番、南沢四丁目～五丁目、

東久留米市立中学校 特別支援学級（知）通学区域表

	学校名		通 学 区 域
知的障害	東中学校 (9組)	東中学校 大門中学校	上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町、東本町 新川町、浅間町
	西中学校 (I組)	久留米中学校 西中学校 下里中学校	滝山 柳窪 弥生 前沢三丁目・四丁目・五丁目 下里一丁目 1～3・5・7～15 番・二～七丁目 野火止 八幡町一丁目
	中央中校 (7組)	久留米中学校 南中学校 中央中学校	学園町、ひばりが丘団地、本町、小山、幸町、中央町 南沢、南町、前沢一丁目・二丁目 下里一丁目 4・6 番 八幡町二丁目・三丁目

※八幡町三丁目は調整区域のため西中学校と中央中学校を選択できる。

久留米中学校通学区域の内、本町・小山・幸町は中央中学校通学区域、その他は、西中学校通学区域とする。

東久留米市立小・中学校通級指導学級（情・言・難）通学区域

	学校名	通 学 区 域
情緒障害等	東中学校 (けやき学級)	市 内 全 域
言語	第六小学校 (ことばの教室)	市 内 全 域
難聴	第六小学校 (きこえの教室)	市 内 全 域
	久留米中学校 (こだま学級)	

